

● (新旧対照表)

○大崎市都市公園条例の一部改正(第2条関係)

改正案			現行		
別表第3(第10条関係)			別表第3(第10条関係)		
1 都市公園施設を設置し、又は管理する場合の使用料			1 都市公園施設を設置し、又は管理する場合の使用料		
略			略		
2 都市公園を占有する場合の使用料			2 都市公園を占有する場合の使用料		
占有物件	単位	使用料	占有物件	単位	使用料
第1種電柱	1本につき1年	480円	第1種電柱	1本につき1年	420円
第2種電柱		730円	第2種電柱		650円
第3種電柱		990円	第3種電柱		880円
第1種電話柱		430円	第1種電話柱		380円
第2種電話柱		680円	第2種電話柱		610円
第3種電話柱		940円	第3種電話柱		830円
その他の柱類		43円	その他の柱類		38円
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4円	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4円
地下に設ける電線		3円	地下に設ける電線		2円
その他の線類			その他の線類		
路上に設ける変圧器	1個につき1年	420円	路上に設ける変圧器	1個につき1年	370円
地下に設ける変圧器	使用面積1平方メートルにつき1年	260円	地下に設ける変圧器	使用面積1平方メートルにつき1年	230円
郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	360円	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	320円
鉄塔	1基につき1年	800円	鉄塔	1基につき1年	800円
水道管又は下水道管、ガス管その他これに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	水道管又は下水道管、ガス管その他これに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	26円		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	23円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	38円		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	34円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	51円		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	45円

	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		77円		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		68円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		100円		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		91円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		180円		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		160円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		260円		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		230円
	外径が1メートル以上のもの		510円		外径が1メートル以上のもの		450円
通路及び通路橋	使用面積1平方メートルにつき1年		220円	通路及び通路橋	使用面積1平方メートルにつき1年		220円
標識	1本につき1年		680円	標識	1本につき1年		610円
広告塔及び広告板	表示面積1平方メートルにつき1年		870円	広告塔及び広告板	表示面積1平方メートルにつき1年		960円
公衆電話ボックス数	1台につき1年		850円	公衆電話ボックス数	1台につき1年		760円
展示会又は競技会その他これらに類する仮設工作物	占用面積1平方メートルにつき1月		87円	展示会又は競技会その他これらに類する仮設工作物	占用面積1平方メートルにつき1月		96円
工事中板囲、足場、詰所その他工事中資材置場	使用面積1平方メートルにつき1年		850円	工事中板囲、足場、詰所その他工事中資材置場	使用面積1平方メートルにつき1年		760円
3 行為をする場合の使用料				3 行為をする場合の使用料			
略				略			